



上 監 査 報 第 6 号

令 和 3 年 8 月 2 0 日

上尾市長 島 山 稔 様

上尾市監査委員 大 山 一 夫

上尾市監査委員 鈴 木 彬

上尾市監査委員 代 田 龍 乗

令和2年度上尾市財政健全化審査に関する意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により審査に付された令和2年度決算における健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおりその意見を提出する。

令和 2 年度 上尾市財政健全化審査意見書

第 1 準拠基準

上尾市監査基準

第 2 審査の概要

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく審査

2 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和 3 年 7 月 1 6 日から同年 8 月 1 1 日まで

4 審査の実施内容及び着眼点

市長から提出された令和 2 年度決算における健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかどうかを主眼として実施した。

第3 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ正確であるものと認められた。

記

健全化判断比率	平成 31年度 (%)	令和 2年度 (%)	早期健全化 基準 (%)
実質赤字比率	—	—	11.47
連結実質赤字比率	—	—	16.47
実質公債費比率	4.8	5.0	25.0
将来負担比率	12.8	10.9	350.0

(備考) 実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないことから、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、「—」と表示した。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

令和2年度決算における実質赤字比率は、平成31年度決算における場合と同様に実質赤字額が生じていないので、良好な状態にあると認められた。

(2) 連結実質赤字比率について

令和2年度決算における連結実質赤字比率は、平成31年度決算における場合と同様に連結実質赤字額が生じていないので、良好な状態にあると認められた。

(3) 実質公債費比率について

令和2年度決算における実質公債費比率は、5.0%となっており、平成31年度決算における実質公債費比率である4.8%と比較して0.2ポイント上回っているが、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回り、良好な状態にあると認められた。

(4) 将来負担比率について

令和2年度決算における将来負担比率は、10.9%となってお

り、平成31年度決算における将来負担比率である12.8%と比較して1.9ポイント下回っている。また、早期健全化基準の350.0%と比較してもこれを下回り、良好な状態にあると認められた。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。